

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
3月17日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県職業能力開発校規則の一部を改正する規則(労働政策課)……………一
法律等の規定による立入検査等をする職員的身分を示す証明書の特例に関する規則の一
部を改正する規則(都市計画課)……………一
優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則(都市計画課)……………二
- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなればならない区域の指定の解除(環境政策課)……………二
漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(農林水産政策課)……………二
家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課)……………二
家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による家畜の注射の実施(畜産振興課)……………四
道路の区域の変更(道路整備課)……………四
道路の供用の開始(道路整備課)……………五
通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路の指定(道路整備課)……………五
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)……………五
- 公告
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………六
- 教委規則
教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則……………六
教委訓令
山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令……………六



山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十二号

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

山口県立職業能力開発校規則(昭和四十四年山口県規則第四十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

別表山口県立東部高等産業技術学校の項中

機械加工科

を

機械デジタル科 に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

法律等の規定による立入検査等をする職員的身分を示す証明書の特例に関する規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十三号

法律等の規定による立入検査等をする職員的身分を示す証明書の特例に関する規
則の一部を改正する規則

法律等の規定による立入検査等をする職員的身分を示す証明書の特例に関する規則
(令和四年山口県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第七号を次のように改める。

七 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第五条第一
項、第六条第一項及び第二十四条第一項(同法第四十八条において準用する場合を

含む。) 附則

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十四号

優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則

優良宅地等の認定に関する規則(昭和四十九年山口県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の(表)の注3中「**宅地造成等規制法**」を「**宅地造成及び特定盛り土等規制法**」に改め、同様式の(裏)中「**はりわけ**」を「**貼わけ**」に改める。

附則

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。



山口県告示第九十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示(令和四年山口県告示第三百三三号)により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和五年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
宇部市大字小串字沖ノ山一九八七の九の一部
- 二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

山口県告示第九十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和五年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
小畑区域 植生区域		総トン数十トン未満の漁船により、船びき網を使用して営む漁業 法第百四条第二号に掲げる漁業	

山口県告示第九十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

令和五年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 牛のヨーネ病検査
 - (一) 目的
牛のヨーネ病の発生を予防するため
 - (二) 区域
山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢又は推定月齢が満二十四月以上の雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
 - 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢又は推定月齢が満二十四月以上の雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

- 3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があるものと認めるもの
- 4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛
- 5 繁殖の用に供する目的で県外から移入した雌牛
- (四) 期日
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
- 1 予備的抗体検出法(スクリーニング法)
- 2 1による検査の反応が陽性である場合には、リアルタイムPCR法
- 二 伝達性海綿状脳症検査
- (一) 目的
伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため
- (二) 区域
山口県全域(萩市見島を除く。)
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
- 1 死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体
- 2 月齢又は推定月齢が満四十八月以上で死亡した牛の死体で死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していたもの(1に掲げるものを除く。)
- 3 月齢又は推定月齢が満九十六月以上で死亡した牛の死体(1及び2に掲げるものを除く。)
- (四) 期日
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
- 1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法(エライザ法)
- 2 1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査
- 三 豚熱検査
- (一) 目的
豚及びいのししの豚熱予防的ワクチンによる免疫の付与の状況を確認するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が検査の必要があると認める豚及びいのしし
-
- (四) 期日
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
酵素免疫測定法(エライザ法)(家畜防疫員が必要があると認める豚及びいのししにあつては、酵素免疫測定法(エライザ法)及び中和試験)
- 四 豚のオーエスキ―病検査
- (一) 目的
豚のオーエスキ―病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- (四) 期日
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
ラテックス凝集反応法
- 五 鶏の高病原性鳥インフルエンザ検査
- (一) 目的
鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- (四) 期日
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
血清抗体検査(家畜防疫員が必要があると認める鶏にあつては、血清抗体検査及びウイルス分離検査)
- 六 腐蛆病検査
- (一) 目的
腐蛆病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲

令和五年三月十七日
発行

発行人
所

山口県知事
庁